

選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める意見書（案）

現行の日本法では、夫婦は婚姻にあたりどちらかの姓を使用することが義務付けられています。実際には、約 95%の夫婦が男性の姓を採用しており、女性の社会的・職業的アイデンティティの喪失や手続き上の障壁、性別による不利益が多く指摘されています。これは多様化する社会において、男女共同参画を保障する制度とは言えません。

2025 年 2 月実施の世論調査では、63%が選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する一方、21%が反対であり、制度への理解が着実に広がっていることが明らかになっています。さらに、国連女性差別撤廃委員会をはじめ複数の国際機関が繰り返し日本に制度導入を促しており、法制度の見直しは待ったなしの状況です。経済界からも変革を求める声が強まっており、日本の経団連は「女性のキャリアや国際取引において法制度が障壁となっている」として、選択的夫婦別姓の導入を提案しています。実際に大手企業の女性管理職の 88%が現行制度に不満を抱いているという調査結果もあります。

こうした状況にも関わらず、日本は主要先進国の中でも唯一、夫婦別姓を法的に認めていない国という状況が続いています。性別に関係なく、結婚後も旧姓を保持したいという選択の自由は、個人の尊厳と基本的人権に関わる問題です。よって、目黒区議会は、国に対し、以下の事項を強く要望します。

記

1. 民法および戸籍法を改正し、選択的夫婦別姓制度を速やかに導入すること。
2. 制度の周知と、本人の意向に基づく円滑な運用のための環境整備を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

2025 年 9 月 30 日

目黒区議会議長 鈴木 まさし

内閣総理大臣
総務大臣
衆議院議長
参議院議長